

練馬区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成 19 年 6 月 15 日

19 練教学字第 436 号

(設置)

第 1 条 練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うため、練馬区特別支援教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 推進委員会は、つぎの事項について検討する。

- (1) 特別支援教育の取組事項に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 推進委員会の構成委員は、つぎのとおりとし、練馬区教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 障害者支援団体
- (4) 保護者
- (5) 学校長、幼稚園長および保育園長

(委員長および副委員長)

第 4 条 推進委員会は、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が任命する。
- 4 推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(専門部会)

第 6 条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題の検討を行うため、必要に応じて、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 専門部会長は、専門部会に属する者の中から互選により選任する。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 専門部会長は、専門部会の経過または結果を委員会に報告する。

(謝礼)

第 7 条 公立学校長・園長および行政関係者を除く推進委員会委員については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第 8 条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育振興部学務課および教育指導課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。
- 2 第5条の規定に係わらず平成19年度に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成24年9月28日24練教教学第1140号）

この要綱は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

令和7年度 練馬区特別支援教育推進委員会 委員名簿

No.	氏 名	所 属	類 型
1	今井 伸	十文字学園女子大学副学長 十文字学園女子大学人間生活学部教授	学識経験者
2	能登 信孝	医療法人社団 のと小児科クリニック 院長	医師
3	林田 道子	NPO法人 I am OK の会 理事長	障害者支援団体
4	井上 愛	都立学校在籍児童生徒保護者	保護者
5	中島 由美子	都立石神井特別支援学校長	都立特別支援学校長
6	中島 雄佑	都立大泉特別支援学校長	都立特別支援学校長
7	小松田 早苗	練馬区立田柄小学校長	区立小学校長
8	宮田 健史	練馬区立南が丘中学校長	区立中学校長
9	檀原 雅恵	練馬区立光が丘さくら幼稚園長	区立幼稚園長
10	藤木 文弥子	練馬区立関町第三保育園	区立保育園長
11	三好 美緒	練馬区立土支田児童館長	区立学童クラブ所長

【特別支援教育実施方針進捗状況について】

1 指導の充実	(1) 教員専門性向上	全教員へのeラーニングによる研修実施 内容:障害種に応じた知識や指導等
	(2) ICT活用	教員へ軽量端末配備、iPad導入を継続検討
	(3) 交流活動	知的・難聴学級の交流活動を継続実施 副籍は実施状況集約中
	(4) 個別指導計画	全教員へのeラーニングによる研修実施 内容:個別指導計画の活用
	(5) 校内委員会	コーディネーター協議会の内容精選と充実
2 教育環境整備	(1) 知的障害学級	小で9年度、中は13年度開設予定
	(2) 自閉症情緒学級	改築と既存校舎で新設を調整、10年度以降開始
	(3) 拠点校見直し	小は拠点減、中は拠点増を検討
	(4) 環境整備	改築に伴う整備、補聴援助システム追加
3 相談支援強化	(1) 就学前相談	8年度3園で試行予定
	(2) 就学相談迅速化	書類審査導入、発達検査一部委託へ
	(3) 支援員確保	支援員増員、学校への追加配置
	(4) 特別支援学校連携	学校ごとに助言
	(5) 医療的ケア	医ケア児実施方針に基づき対応継続
	(6) 所管課連携	教育福祉課を8年度に設置予定
4 障害理解促進	(1) 教員理解	全教員へのeラーニングによる研修実施 内容:障害理解や合理的配慮等
	(2) 児童生徒理解	授業等で理解促進
	(3) 保護者情報発信	発達障害理解リーフレット配布

令和7年度自閉症・情緒障害特別支援学級開設検討会まとめ

1 自閉症・情緒障害特別支援学級開設検討会での検討経過

令和7年 6月11日	第1回検討会 ・対象児童生徒数の把握 ・1校に設置する学級数および設置校数
11月4日	西東京市立ひばりが丘中学校視察
11月18日	世田谷区立京西小学校視察
12月15日	第2回検討会 ・他自治体の視察について意見交換 ・今後の学校改築計画を踏まえた設置候補校 ・既存校舎での開設の可否
令和8年 2月	第3回検討会（書面開催） ・令和7年度自閉症・情緒障害特別支援学級開設検討会まとめ

2 自閉症・情緒障害特別支援学級対象児童生徒数

自閉症や選択制緘黙で特別支援教室での課題の改善が困難なもの（特別支援教室在籍者）、医師の診断を受け校内委員会で検討したもの（通常学級在籍者）

	自閉症・情緒障害特別支援学級対象者数		
		特別支援教室在籍者	通常学級在籍者
小学校	460人（1.38%）	257人	203人
中学校	214人（1.62%）	57人	157人
計	674人（1.44%）	314人	360人

※()内は全児童生徒に占める割合

3 1校に設置する学級数および設置校数

- ・自閉症・情緒障害特別支援学級の1校当たりの学級規模は3～4学級（30名程度）が適切
- ・小中学校とも複数の学校への設置が必要

小学校 257人 ⇒ 1校32人（教員5人） ⇒ 8校程度

中学校 57人 ⇒ 1校24人（教員4人） ⇒ 2～3校

※保護者理解が前提であることから、特別支援教室在籍人数を考慮

4 設置校の選定基準

- ・学校の改築計画を踏まえて設置（仮設校舎での設置含む）
- ・既存校のスペースを活用して設置（特別支援教室拠点校）

5 その他

- ・設置校の選定基準に基づき、地域バランスを考慮して選定
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級への入級手順等は令和8年度に検討

今後の特別支援学級の増設について

今後の区立小中学校における特別支援教育や特別な配慮を必要とする児童生徒への取組を充実させるため、令和7年3月に策定した「練馬区特別支援教育実施方針」に基づき、特別支援学級を増設する。

1 知的障害学級

(1) 増設の考え方

既存の知的障害学級在籍者数や地域的な偏在等を考慮し、今後の小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定する。

(2) 増設予定校

	学校名	備考
令和9年度	中村西小学校 (改築校)	9年度の1学期に既存校舎内で開級し、2学期に仮設校舎へ移転
令和13年度	大泉学園中学校 (改築校)	12年度2学期から仮設校舎の使用を開始するが、12年度は準備期間とし、13年度1学期に開級

※今後の学級在籍児童生徒数の推移等を踏まえ、上記以外の学校への学級増設を検討する。

2 自閉症・情緒障害学級（固定学級）

(1) 新設の考え方

自閉症・情緒障害学級（固定学級）のニーズを考慮し、特別支援教室拠点校のスペースの活用等により、早期設置を図るとともに、今後の小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定する。

(2) 設置予定校

	学校名	備考
令和10年度	豊玉南小学校	既存校（特別支援教室拠点校）
令和10年度	豊玉第二中学校	既存校（特別支援教室拠点校）
令和11年度	八坂中学校	既存校（特別支援教室拠点校）
令和15年度	上石神井中学校	改築校

※今後の学級在籍児童生徒数の推移等を踏まえ、上記以外の学校への学級設置を検討する。

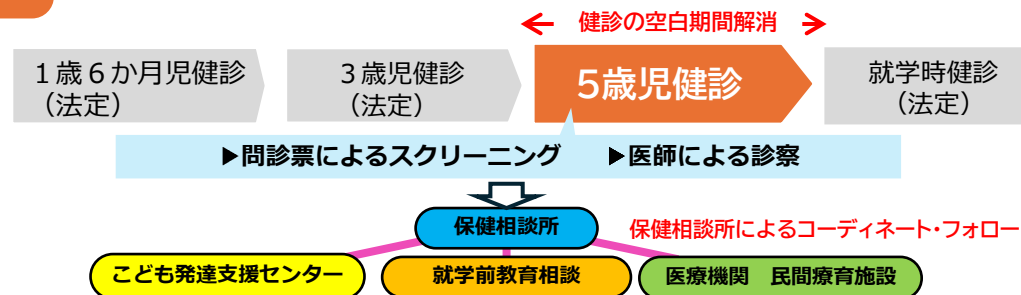
■ 発達障害児支援に関する施策

取組 1 早期発見・気づきにつなげる仕組みの強化

5歳児健診の開始【新規】 (P.10、P.26)

3歳児から就学前までの健診の空白期間を解消し、発達等に心配のある子を早期発見する体制を強化するため5歳児健診を開始する（R8年秋～）。健診後のフォローにより、こども発達支援センター等での対応が必要な人を振り分ける。

センターで区独自の療育プログラムを開始する。発達等に心配のある子が、スムーズに小学校生活を始められるよう、5歳児健診後から就学までの**短期間**で、子どもと保護者を支援する。



取組 2 小学校就学後の支援体制の強化

民間支援機関と連携した指導の実施【充実】

民間支援機関と連携し、言語聴覚士や作業療法士等を含めた専門の人材による指導を実施する。(P.18)

学校生活支援員の配置拡大【充実】

配慮を要する児童・生徒の支援を教員とともに行う学校生活支援員の配置を、16名増員する（計293名）。(P.16)

特別支援学級増設に向けた準備・検討

障害のある児童生徒の増加に対応するため、知的障害学級の増設の準備を進める。自閉症・情緒障害学級の設置に向け検討を進める。(P.18)

取組 3 適切な支援に結びつける調整機能の強化

子ども・保護者・学校の総合調整を担う組織の設置【新規】

教育委員会内に障害児の支援調整を担う（**仮称**）**教育福祉課**を設置する。福祉職、心理職等の専門の人材を配置し、特別な配慮が必要な児童生徒や保護者、学校への支援を強化する。

新たな組織の役割

- ① 就学に関する総合的な相談窓口の設置
- ② 学校への継続的なアウトリーチ型相談事業の実施

(P.18)

就学前教育相談の実施

区立幼稚園の空き教室等を活用し、民間支援機関による就学前教育相談を実施します。(P.18)

学校・保育所等の職員を支える体制の整備

発達支援ホットラインの開設【新規】

教員や保育士等が、発達障害児の支援に関する困りごとを、こども発達支援センターや民間支援機関等の専門機関に気軽に相談できる体制を整える。(P.26)

支援が必要な児童の受入体制の強化【新規】

発達に心配があるものの、医療機関による診断に至っていない児童に対して、私立認可保育所が職員を加配した場合に、区独自に人件費相当額を補助する。あわせて、臨床心理士や社会福祉士による巡回指導を行う。(P.8)

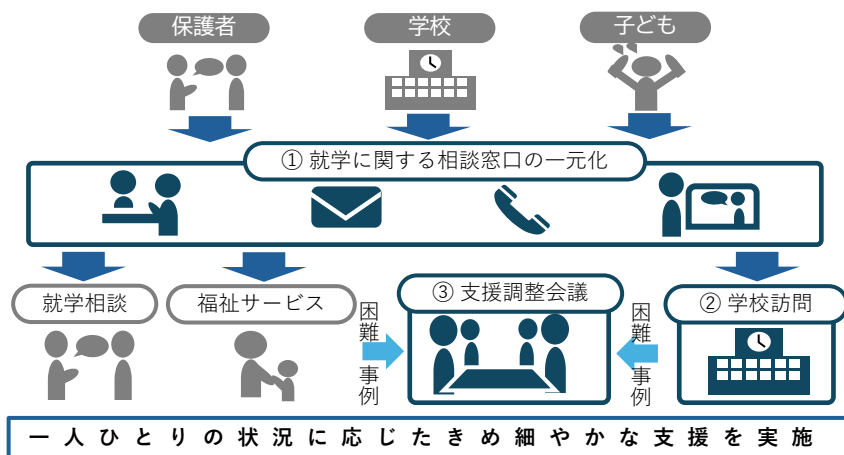
発達障害児
支援

(P.3~4)

1 障害のある児童生徒への支援強化

- (1) 子ども・保護者・学校の総合調整を担う組織の設置【新規】
教育委員会内に障害児の支援調整を担う「(仮称)教育福祉課」を設置します。福祉職、心理職等の専門的人材を配置し、特別な配慮が必要な児童生徒や保護者、学校への支援を強化します。

- ①就学に関する総合的な相談窓口の設置
- ②学校への継続的なアウトリーチ型相談事業の実施
- ③専門部署と連携した(仮称)支援調整会議の開催(9年度～)



(2) 民間支援機関と連携した指導の実施

民間支援機関と連携し、言語聴覚士や作業療法士等を含めた専門的人材による指導を実施します。

(3) 就学前教育相談の実施

区立幼稚園の空き教室等を活用し、民間支援機関による就学前教育相談を実施します。

(4) 特別支援学級増設に向けた準備・検討

障害のある児童生徒の増加に対応するために、知的障害学級(固定)の増設の準備を進めます。また、支援の更なる充実を図るため、自閉症・情緒障害学級(固定)の設置に向け検討を進めます。

2 不登校児童・生徒への支援の充実

- (1) ICTを活用した学習・相談支援の充実
6年度から試行実施している「メタバースを活用した学習・相談支援」を本格実施します。
児童・生徒等を対象としたアンケートの結果を踏まえ、効果的な活動プログラムを実施します。



▲メタバースの
画面イメージ

(2) 校内別室指導支援員の充実

不登校および不登校傾向の児童・生徒の教室以外の学校での居場所を設置する「別室対応」を実施しており、7年度には「校内別室指導支援員」を全校に配置しました。
多様な学びの場の一つとして、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

3 生活困窮世帯への経済的支援の充実

(1) 就学援助認定基準額の引き上げ

8年度から、就学援助認定の基準係数を生活保護基準の1.2倍から1.4倍に認定基準額を引き上げます。

世帯人数	世帯構成	R7基準額	R8基準額
4人	父(39歳)・母(39歳) 子(9歳)・子(5歳)	約360万円	約400万円 (約40万円増額)

(2) 小中学校における入学準備費の引き上げ

従来から就学援助認定者に支給している入学準備費を8年度入学者から引き上げます。

	R7入学者	R8入学者
小学校	54,060円	91,600円(37,540円増)
中学校	63,000円	101,000円(38,000円増)

(知的障害・特別支援教室等)

小学校就学相談

年度	受付 件数	判断結果									取り 下げ	未 判断
		計	通常	教室	特支		知的	ボー ダー Ⅰ	ボー ダー Ⅱ	併記		
					知的	肢不						
7	506	418	4	184	82	10	114	2	8	14	87	1
6	444	389	10	155	52	9	127	1	7	28	55	—
5	396	325	12	138	47	12	77	4	8	27	71	—
4	384	314	5	130	47	13	87	2	7	23	70	—
3	349	272	5	126	38	11	59	4	8	21	77	—

*ボーダーⅠ：通常と知的

*ボーダーⅡ：特支と知的

*併記：教室と知的

中学校就学相談

年度	受付 件数	判断結果									取り 下げ	未 判断
		計	通常	教室	特支		知的	ボー ダーⅠ	ボー ダーⅡ	併記		
					知的	肢不						
7	267	241	0	132	11	1	84	0	5	8	25	1
6	249	223	0	91	11	0	95	0	7	19	26	—
5	233	212	0	95	10	2	85	0	5	15	21	—
4	254	225	0	98	15	0	87	0	10	15	29	—
3	208	183	1	79	13	1	70	1	8	10	25	—

(難聴)

小学校就学相談

年度	受付	難聴	聾	併記	取り下げ	未判断
7	8	7	1	0	0	0
6	5	3	2	0	0	—
5	9	3	4	0	2	—
4	6	5	1	0	0	—
3	11	6	4	—	1	—

中学校就学相談

年度	受付	難聴	聾	併記	取り下げ	未判断
7	7	7	0	0	0	0
6	7	6	1	0	0	0
5	5	4	0	0	1	—
4	8	4	2	2	0	—
3	4	4	0	—	0	—

(弱視)

小学校就学相談

年度	受付	弱視	盲	取り下げ	未判断
7	1	0	0	0	1
6	3	1	2	0	—
5	5	1	2	2	—
4	1	0	1	—	—
3	6	1	4	1	—

中学校就学相談

年度	受付	弱視	盲	取り下げ	未判断
7	3	2	0	1	0
6	3	1	2	0	0
5	0	0	0	0	—
4	0	0	0	0	—
3	0	0	0	0	—

(言語障害)

小学校就学相談

年度	受付	言語	取り下げ	未判断
7	20	20	0	0
6	20	20	0	—
5	30	30	0	—
4	27	27	0	—
3	16	16	0	—